

川西市行政不服審査会条例施行規則

平成28年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市行政不服審査会条例(平成28年川西市条例第3号)第7条の規定に基づき、川西市行政不服審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(提出資料等の閲覧等)

第2条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、審査会提出資料等閲覧・写しの交付請求書(様式第1号)を審査会に提出してしなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・写しの交付請求書が提出されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、当該閲覧・写しの交付請求書を提出した者に通知するものとする。

(1) 審査会提出資料等閲覧・写しの交付請求を承諾する旨の通知 審査会提出資料等閲覧・写しの交付承諾通知書(様式第2号)

(2) 審査会提出資料等閲覧・写しの交付請求の一部を承諾する旨の通知 審査会提出資料等閲覧・写しの交付一部承諾通知書(様式第3号)

(3) 審査会提出資料等閲覧・写しの交付を拒否する旨の通知 審査会提出資料等閲覧・写しの交付不承諾通知書(様式第4号)

(交付の方法)

第3条 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 法第78条第1項に規定する主張書面又は資料(以下「対象主張書面等」という。)の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 法第78条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部情報政策室において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

審査会提出資料等閲覧・写しの交付請求書

年 月 日

川西市行政不服審査会 御中

請求者

郵便番号

住 所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号() —

行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による閲覧又は交付を請求します。

請求する審査会提供資料等の件名又は内容	
閲覧・写しの交付の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付
備 考	

- 注 1 各欄に必要事項を記入し、□には該当するものに「レ」印を入れてください。
2 請求の際には、運転免許証等本人であることを確認するために必要な書類を提出又は提示してください。

[受付職員記入欄] この欄は記入しないでください。

本人等の確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()
----------	--

様式第2号(第2条関係)

審査会提出資料等閲覧・写しの交付承諾通知書

第 号
年 月 日

様

川西市行政不服審査会

年 月 日付でありました審査会提出資料等の閲覧・写しの交付請求については、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

審査会提供資料等の 件名又は内容		
閲覧又は写しの交 付の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場所	
所 管 課	部 室 課(担当)	

- 注 1 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の日時について都合が悪い場合は、あらかじめ市政情報コーナーに連絡してください。
- 2 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の際に本人確認をしますので、請求の際に提出又は提示された書類を係員に提示してください。

様式第3号(第2条関係)

審査会提出資料等閲覧・写しの交付一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

川西市行政不服審査会

年 月 日付でありました審査会提出資料等の閲覧・写しの交付請求については、次のとおり一部承諾することとしましたので通知します。

審査会提供資料等の件名又は内容		
閲覧又は写しの交付の日時及び場所	日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
	場所	
閲覧又は写しの交付ができない部分及び理由	(閲覧又は写しの交付ができない部分) (理由)	
所 管 課	部 室 課(担当)	

- 注 1 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の日時について都合が悪い場合は、あらかじめ市政情報コーナーに連絡してください。
- 2 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 審査会提出資料等閲覧・写しの交付の際に本人確認をしますので、請求の際に提出又は提示された書類を係員に提示してください。

様式第4号(第2条関係)

審査会提出資料等閲覧・写しの交付不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

川西市行政不服審査会

年 月 日付でありました審査会提出資料等の閲覧・写しの交付請求については、次のとおり不承諾とすることとしましたので通知します。

審査会提供資料等の 件名又は内容	
閲覧又は写しの交 付を拒否する理由	(理由)
所 管 課	部 室 課(担当)

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第2条関係)